

荷役作業での労働災害を防止しましょう！

荷役災害の特徴

陸上貨物運送事業における荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しています。しかも荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

運送事業者の皆様と荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）が連携・協力して荷役災害防止に取り組んでください。

※ 図1～3のいずれも、平成23年に陸上貨物運送事業で発生した死傷災害から1,000件を抽出したものの分析結果

図1:陸運業における労働災害発生状況 (休業4日以上)

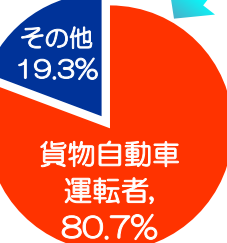
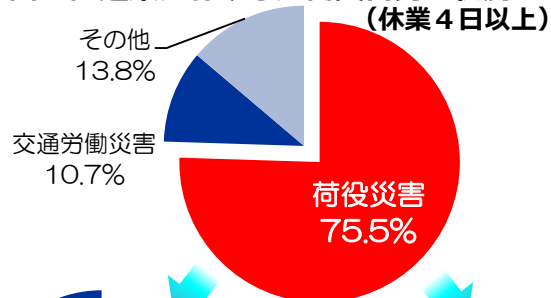


図2:荷役災害の被災者の属性

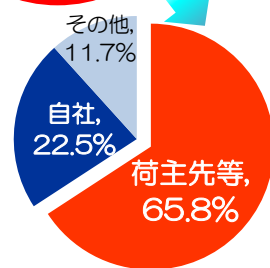
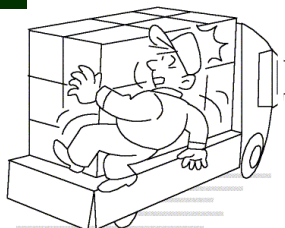


図3:荷役災害の被災場所

荷役災害の主な原因

墜落・転落



積み込み作業を行っていたところ、誤ってトラックの荷台から転落した。



荷が濡れて滑りやすい状態となっていたため、荷台から転落した。

転倒



作業場所に置かれていた角材を踏み転倒した。

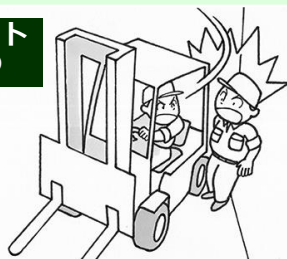
【対策】

- 安全帯取付設備がある場合は、安全帯を使用する。
- できる限り地上での作業とする。
- 昇降設備を使用する。
- あおりを立てる場合は固定する。
- 背を荷台外側に向けて作業しない
- 墜落時保護用の保護帽を着用する。
- 荷の上では可能な限り移動しない。

【対策】

- 作業を行う前に、床・地面の凹凸等を確認する。
- 作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用する。

フォークリフトによるもの



フォークリフトを後退させた際に他の労働者に接触した。

ロールボックスパレットによるもの



ロールボックスパレットが段差に引っかかり転倒、労働者が下敷きになった。

腰痛など



荷を持ち上げた際に腰を痛めた。

【対策】

- バック走行時には後方確認を徹底する。
- 構内を通行する際には安全通路を歩行する。
- 作業場の制限速度等を遵守する。

【対策】

- ロールボックスパレットを移動させる場合は、前方に押して動かす。
- 重量が重い場合は2人で押す。
- 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける。

【対策】

- 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない。
- 長時間の運転の後には腰を数分間伸ばしてから荷役作業を行う。

荷役災害防止対策に取り組んでいますか？チェックしてみましょう

①安全作業連絡書などを活用して

- 積卸し等の作業を荷主と陸運事業者のどちらが行うのか明確にしていますか？
- ドライバーに作業内容・作業方法を確実に伝達していますか？

②荷役作業にフォークリフト、クレーンなどを使用する場合

- 作業計画を作成するための情報を荷主等から提供されていますか？
- 有資格者であるか確認をしていますか？
- 用途外使用（人の昇降など）をしていませんか？
- 作業場内のフォークリフトの使用ルール（制限速度、安全通路等）を遵守していますか？

③荷役作業にロールボックスパレット等を使用する場合

- 進行方向の視界は確保されていますか？
- 移動させる際には前方に押して動かしていますか？

④荷役作業者は

- 墜落防止保護用の保護帽、安全靴、手袋の着用を徹底していますか？

⑤荷台への昇降時に

- 昇降設備を使用していますか？
- 三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行させていますか？

⑥荷台等からの墜落防止のために

- 安全帯取付設備がある場合は、安全帯を使用していますか？
- 不安定な荷の上を移動したり、ラベル貼りなどの作業を荷や荷台の上で行っていませんか？
- 荷台端付近で、背を荷台外側に向けて作業していませんか？
- 荷台のあおりに乗って作業をしていませんか？
- 荷台上の作業者がフォークリフトや荷に挟まれるおそれはありませんか？

安全作業連絡書 (例)

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所 1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()		取卸場所 1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()	
積荷 品名 危険/有害性 有・無 ()			
数量			
総重量	kg ()		kg/個 ()
積付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()		
積込作業 作業分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同		取卸作業 作業分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	
積込作業 作業員数	名	取卸作業 作業員数	名
積込作業 使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	取卸作業 使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
積込作業 免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	取卸作業 免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

【参考：改善基準告示について】

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。

改善基準告示では、

- ◆トラックの運転時間は1日9時間まで（2日平均）
- ◆拘束時間（運転時間や荷待ち時間等の合計）は1日13時間が基本等とされています。